

広島県公安委員会公告第148号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成24年9月13日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

1 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

平成24年11月14日（水）から平成24年11月16日（金）までの午前8時30分から午後6時まで

なお、講習最終日に修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(2) 実施場所

広島市中区千田町一丁目5番2号

一般社団法人広島県警備業協会 研修室

2 受講定員

20名

3 受講申込手続等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）1通

なお、申込み6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真を貼付すること。

(2) 受講申込書の提出期間

平成24年10月15日（月）から平成24年10月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員になり次第締め切る。

(3) 受講申込書の提出先

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

(4) 受講申込書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

4 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

38,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、講習初日の受付の際、38,000円の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

5 持参物

筆記用具、印鑑及び警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

7 講習に関する問合せ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話(082)228-0110 内線3052

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課